

第2回愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議次第

日時：令和4年12月9日（金）

場所：書面による持ち回り

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県における防疫措置状況について

(2) 本県における防疫対応状況及び今後の防疫対応について

3 本部長（知事）からの指示事項

4 閉 会

【資料－１】

香川県（３例目）における防疫措置の状況について

R4. 12. 9 現在

1 これまでの対応状況及び今後の予定

11月23日	5:00	疑似患畜の確定
	10:20	殺処分の開始

11月24日	10:22	殺処分の終了（殺処分羽数 35,067羽（速報値）） 〔疫学関連農場 2農場を含む〕
--------	-------	---

11月25日	11:00	殺処分鶏の埋却開始
--------	-------	-----------

11月26日	18:15	防疫措置完了
--------	-------	--------

〔 鶏全羽の殺処分、鶏死体や卵、飼料、鶏糞等の埋却、
鶏舎消毒等の発生農場における一連の防疫作業が完了 〕

(10日間以上の経過観察期間) ※1

12月7日		周辺農場における清浄性確認検査の実施
-------	--	--------------------

12月12日	0:00	搬出制限区域（半径3～10km）の解除 ※2
--------	------	------------------------

12月18日	0:00	移動制限区域（半径3km内）の解除 ※3
--------	------	----------------------

※1 今後、2例目、3例目の移動制限区域で新たな発生がない場合

※2 2例目、3例目の搬出制限区域の解除

※3 1例目、2例目、3例目の移動制限区域の同時解除、消毒ポイントの廃止

【 資料－ 2 】

本県における防疫措置状況及び今後の対応について

R4. 12. 9 現在

1 これまでの防疫措置状況

(1) 対策本部会議

- ・ 県対策本部第 1 回会議 R4 年 11 月 23 日 9 : 30～
- ・ 現地対策本部第 1 回会議 R4 年 11 月 23 日 9 : 30～

(2) 搬出制限区域（家畜伝染病予防法第 32 条）の設定及び告示

- ・ 四国中央市の一部地域（発生農場から半径 10km 圏内）
- ・ R4. 11. 23 付け、愛媛県告示第 1191 号により告示済み

(3) 消毒ポイントの設置及び運営（実績は 12/7 分まで）

- ・ 設置場所 1 ヶ所（四国中央市県道 9 号真鍋家住宅前（史跡）公園）
- ・ 設置時期 R4 年 11 月 23 日 9 : 30 から消毒開始
- ・ 消毒対象 畜産関係車両（出荷運送車両）
- ・ 消毒実績 延べ 48 台
- ・ 対応人員 延べ 58 名（東予地方局、家保等畜産関係機関、
四国中央市、J A 宇摩）

(4) 死亡野鳥検査（実績は 12/7 分まで）

- ・ 11 月 23 日以降の検査数 1 件 1 羽（陰性）

(5) 農場における緊急消毒の対応

- ・ 家きん飼養農家(117 農場)に消石灰と殺鼠剤の配付 : R4. 12. 7～9
- ・ 緊急消毒命令の告示 : R4. 12. 6
- ・ 命令による消毒の実施期間 : R4. 12. 10～R5. 1. 9

2 消毒ポイントの運営状況



区域	地図 No.	消毒ポイント設置場所	運営状況
3～10km	①	四国中央市県道9号真鍋家住宅前（史跡）公園	R4. 12. 11 まで

消毒ポイントの様子



消毒ポイント



誘導看板



消毒員待機用コンテナハウス（レンタル）



消毒員用簡易トイレ（レンタル）



車両誘導



タイヤ回りの消毒



車底の消毒



車両全体の消毒

3 今後の対応

(1) 対策本部会議

- ・ 県対策本部第2回会議 12月9日 書面による持ち回り
- ・ 現地対策本部第2回会議 12月9日 書面による持ち回り
- ・ R4年12月12日0:00に搬出制限区域が解除される見込みとなっており、本県の一部が含まれている当該区域が解除される同時点をもって、対策本部を解散する予定。

(2) 搬出制限区域（家畜伝染病予防法第32条）の解除及び告示

- ・ 四国中央市の一部地域（発生農場から半径10km圏内）
- ・ 搬出制限区域の解除に係る告示予定

(3) 消毒ポイントの設置及び運営

- ・ 設置場所 1ヶ所（四国中央市県道9号真鍋家住宅前（史跡）公園）
- ・ 廃止時期 R4年12月12日

(4) 死亡野鳥検査

- ・ 引き続き、愛媛県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアルに基づき検査を実施

本部長指示事項

- 1 香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定されている搬出制限区域が解除される時点をもって愛媛県防疫対策本部を解散する。
- 2 県内の養鶏農場における防疫対策については、農場への出入りの制限、消毒の徹底等、引き続き警戒に努めること。
- 3 過去に例のない速さで全国的に感染が拡大しており、これまで養鶏場での発生がなかった県でも確認されるなど、本病の感染リスクはますます高まっていることから、本県においても、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあるという認識の下、高い緊張感を維持しつつ、各部局において、万が一の発生に備え、連絡体制や動員体制を改めて確認しておくこと。